

# 「ほくほくちくほく」ふるさと応援寄附金

自然に恵まれた「安心」と「活力」のあふれるむらづくりを目指して

豊かな自然とむらびとのあたたかさ。“ふるさと”の原風景を残しつつも将来を見据えた筑北村(ちくほくむら)のむらづくりに対する応援寄附金を募集しています。出身地か否か、ゆかりがあるかどうかは全く関係ありません。このチラシをご覧いただいた、これも一つのご縁です。筑北村のむらづくりを応援して下さる皆様すべてが“ふるさと筑北”の縁者です。大勢の皆様のご協力をお願い申し上げます。

「おらあの村をこんな村にしてえなあ」



## 《峠を越えればそこが“筑北の谷”》

筑北村は、長野県のほぼ中央部、長野市と松本市の間に位置します。村へ至るには、峠を越えなければなりません。しかし、その峠を越えれば眼前には、自然豊かな筑北の盆地が広がります。

## 《ふるさと筑北応援寄附金の活用》

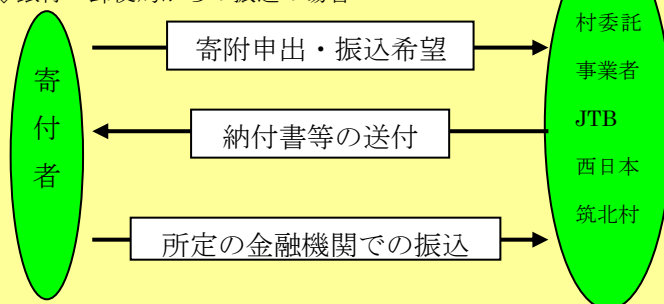
「ふるさと筑北応援寄附金」にお寄せいただく寄附金は、下記の項目に資する事業に活用させていただきます。どの項目に用いるかは、寄附していただく皆様に選んでいただけます。

- みんなが安心して暮らせるむらづくり (健康・福祉の充実)
- 心安らぐ癒しのむらづくり (自然環境の保全)
- 心豊かな人を育むむらづくり (教育・文化の充実)
- その他村長がむらづくりに必要と認める事業

## 《ふるさと筑北応援寄附金の寄附のしかた》

1. クレジット決済による振込
  2. 銀行・郵便局から振込
  3. 役場窓口での現金納付
  4. 現金書留での送付
- 4つのいずれかの方法からお選びいただけます。

◇銀行・郵便局からの振込の場合



※村からこの寄附についてお願いすることは一切ありません。

## 《寄附金はふるさと納税制度による

税の優遇措置が適用されます》

地方公共団体への寄附金は、2,000円を超える部分について一定の限度額まで、所得税の軽減と個人住民税の控除が受けられます。

控除の上限は個人住民税所得割額のおおむね2割で、控除を受けるためには確定申告が必要となります。

※確定申告が不要な給与所得者等で、ふるさと納税を行う自治体の数が5団体以内であれば、特例制度(ワンストップ特例)を受けることができます。

## 【ご注意ください！】

村では、電話による寄附の依頼や、現金自動預払機(ATM)による振込をお願いすることは一切ありません。ご不審な場合は、お近くの警察署または、右記連絡先にお問い合わせ下さい。

## 【お問い合わせ・申し込み】

筑北村 総務課

〒399-7501 長野県東筑摩郡筑北村西条4195

TEL: 0263-66-2111 FAX: 0263-66-3370

E-mail: furusato@vill.chikuhoku.lg.jp